

所沢市建設工事設計変更事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の設計変更に伴う契約の変更の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計図書 所沢市建設工事請負契約約款第1条に規定する別冊の図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書等をいう。
- (2) 設計変更 所沢市建設工事請負契約約款第19条の規定により設計図書を変更することをいう。
- (3) 監督職員 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により監督に当たる職員をいう。

(設計変更の基準)

第3条 設計変更は、契約の目的を変更しない範囲であって、次に掲げる場合に行うことができる。

- (1) 設計図書に示した施工条件が実際の工事現場の状況と一致しない場合
- (2) 設計図書の内容に不一致がある場合
- (3) 設計図書に誤謬^{びゅう}又は脱漏がある場合
- (4) 新たな工法を採用する場合
- (5) 天災その他の不可抗力による場合
- (6) 発注時において確認が困難な要因に基づく場合
- (7) 関係法令の改正等による場合
- (8) 市が行う他の事業に起因する場合、自然環境を保全する必要性が生じた場合その他公益上必要と認める場合
- (9) 予算上の都合による場合
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合

(設計変更に伴う契約の変更の範囲)

第4条 設計変更に伴う契約の変更は、変更の見込金額が当初請負代金額の30%以内(減額の場合を除く。)であり、かつ、工法が当初決定工法と同一又は同程度の効用を有する工事を対象とする。ただし、現に施工中の工事と分離して施工することが困難な工事については、この範囲を超えるものについても変更の対象とすることができる。

(設計変更の手続)

第5条 監督職員は、設計変更を行おうとするときは、設計変更による変更後の契約見込金額が予算の範囲内であることを確認した上、当該設計変更の内

容についてあらかじめ受注者と協議を行い、その内容について設計変更に関する協議書（以下「設計変更協議書」という。）を作成し、次に掲げる場合に依りて当該各号に定める者の承認を得なければならない。

- (1) 当初の設計金額が500万円未満であつて設計変更による変更後の契約見込金額が500万円未満の場合 課長
 - (2) 当初の設計金額が1,000万円未満であつて設計変更による変更後の契約見込金額が1,000万円未満の場合（前号の場合を除く。） 次長
 - (3) 前2項以外の場合 部長
- 2 監督職員は、前項の承認後、設計変更協議書の写しを契約課（前項第3号の場合にあつては、契約課及び財政課）に提出するものとする。
（設計変更に伴う契約の変更の手續等）

第6条 設計変更に伴う契約の変更は、その都度遅滞なく行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たす軽微な変更の場合であつて、設計変更に伴う契約の変更の見込金額が当初請負代金額の20%未満かつ1,000万円未満のときは、契約期間の末（2会計年度以上にまたがる工事においては、各会計年度の末及び契約期間の末）までに一括してこれを行うことができる。
- (1) 構造、工法、位置、数量、断面等の変更で重要でないもの
 - (2) 契約期間の延長を必要としないもの
 - (3) 新たな予算措置を必要としないもの
 - (4) 議会の議決を必要としないもの
- 3 前項の場合にあつては、設計変更に伴う変更内容についてあらかじめ受注者に指示することができる。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。